

# 株式会社リビングプラットフォーム

## 定 款

2011年	6月	21日	作成
2011年	9月	7日	定款変更
2011年	11月	14日	定款変更
2012年	2月	28日	定款変更
2013年	12月	11日	定款変更
2015年	3月	30日	定款変更及び附則削除
2016年	6月	28日	定款変更
2017年	2月	17日	定款変更
2018年	3月	15日	定款変更
2019年	6月	28日	定款変更
2019年	11月	14日	定款変更
2020年	6月	25日	定款変更

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社リビングプラットフォームと称し、英文では、Living Platform, Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに当該各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他の事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 医療、介護、福祉事業
2. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
3. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
4. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
5. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
6. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
7. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
8. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
9. 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業
10. 高齢者住まい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業
11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
障害福祉サービス事業
12. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
移動支援事業
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
特定相談支援事業
14. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
一般相談支援事業
15. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
16. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
17. 児童福祉法に基づく保育所事業
18. 前号に付帯する従業員教育、監督及び管理業務の受託並びに施設運営受託事業
19. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理

20. ホテル、売店、飲食店、その他宿泊施設の設置、運営
21. 経営全般に関する調査、分析、コンサルティング業
22. 労働者派遣事業
23. 有料職業紹介事業
24. 介護員等の養成及び教育業務
25. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を札幌市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の構成)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権

利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することによ

り、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)。

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (員数)

第29条 当会社の監査役は、3名以内とする。

### (常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### (選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

### (監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### (監査役の責任限定契約)

第36条 当会社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (会計監査人の報酬)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (剰余金の配当)

第41条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

### (中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

### (剰余金の配当の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

本定款は、現行定款である。

株式会社 リビングプラットフォーム

代表取締役 金子 洋文